

平成9年 10月17日 制定

平成13年 7月24日 改正

平成16年 5月21日 改正

平成26年 4月23日 改正

JCI 東北支部役員会

## JCI 東北支部研究委員会規程

- 第一条 JCI 東北支部には、東北地方におけるコンクリート工学に関する調査・研究活動を、積極的に推進するために、JCI 東北支部研究委員会を設置する。
- 第二条 JCI 東北支部研究委員会は、委員長 1 名、専門研究委員会委員長を含む委員若干名をもって構成し、役員会において委員長および委員を決定する。
- 第三条 JCI 東北支部研究委員会には、次の三種類の研究課題別の専門研究委員会を設置することができる。
- (1) 「特定研究課題」を持つ常置専門研究委員会  
(以下、一種専門研究委員会と称する)
  - (2) 「公募による一般研究課題」を持つ専門研究委員会  
(以下、二種専門研究委員会と称する)
  - (3) 「公募による萌芽的な研究課題」を持つ専門研究委員会  
(以下、三種専門研究委員会と称する)
- 第四条 専門研究委員会の「研究課題」、「委員長」および「年度予算」は、役員会において決定する。
- 第五条 役員会において設置が決定された各専門研究委員会の委員は、当該専門研究委員会委員長がこれを選任し、委員会の承認を得なければならない。
- 第六条 専門研究委員会の委員は、原則として、JCI 東北支部会員とする。
- 第七条 専門研究委員会の委員数は 10 名以上 20 名程度以内とする。ただし、一種および三種専門研究委員会については、委員数の制約は定めない。
- 第八条 専門研究委員会の活動期間は、原則として、次のように定める。
- (1) 一種専門研究委員会 2 年以上
  - (2) 二種専門研究委員会 2 年
  - (3) 三種専門研究委員会 1 年
- 第九条 専門研究委員会の年度予算は、次のように配分する。
- (1) 一種専門研究委員会 50 万円以内
  - (2) 二種専門研究委員会 30 万円以内
  - (3) 三種専門研究委員会 20 万円以内
- 第十条 専門研究委員会は、毎年度末に、役員会および総会にその活動状況ならびに経理状況を報告しなければならない。
- 第十一条 専門研究委員会は、活動期間終了後 1 か月以内に、支部長に研究成果報告書ならびに経理報告書を提出し、役員会および総会に、それらを報告しなければならない。
- 第十二条 専門研究委員会の得た研究成果は、JCI 東北支部に帰属する。
- 第十三条 専門研究委員会は、活動期間終了後に開催される総会において、研究成果を発表しなければならない。
- 第十四条 二種および三種専門研究委員会の「研究課題候補」および「委員長候補者」は、公募するものとする。
- (付則) この規程は、平成 16 年 5 月 21 日から実施する。